

認定之証 及び 会員証の使用基準

認定之証及び会員証の使用基準は、対象商品により利用方法が異なります。

2011.4.1

| 区 分 | 認定之証 | 会員証 |
|---------------|---|---|
| マーク (デザイン) |  |  |
| 必要検査 | プロポリス食品安全性自主検査 及び規格基準検査 | ナシ |
| 保守番号 | シールは連番制 印刷はナンバーなし | ナシ |
| 印 刷 | 清刷の貸し出し | 清刷の貸し出し |
| 取得方法 | 試験→申請→許可→登録→交付 | 申請→許可→登録→交付 |
| 対象商品 | 規定以上のアルコール抽出プロポリス チンキ、水抽出プロポリスチンキ、超 臨界抽出プロポリス、プロポリス錠剤、 プロポリスカプセルで必要検査をした 商品 | 当協議会々員が小売り、卸をする商品で 協議会に登録された商品 |
| 添付可能会員 | A会員、B会員 | A会員、B会員 |
| 更新について | 3年間 | 1年間 |
| 価 格 | 10円/枚 1000枚/ロール 印刷の場合は別途記載 | 4円/枚 1000枚単位 印刷の場合は1商品 50,000円 |

詳細は、事務局までお問い合わせ下さい。(税別)

上記をご参考の上、貴社商品がどちらに該当するか選択し事務局まで申請して下さい。